



2022年5月12日

各 位

会社名 東ソー株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗田 守
(コード番号 4042 東証プライム)
問合せ先責任者 総務部長 坂田 昌繁
(TEL 03-5427-5101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月24日開催予定の第123回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月24日（予定）

以上

(定款変更の内容別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="301 327 643 360">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="156 409 778 483"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="156 495 791 730"><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットに開示する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="432 779 512 813">(新設)</p> <p data-bbox="432 1193 512 1227">(新設)</p>	<p data-bbox="954 327 1295 360">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="1086 409 1166 443">(削除)</p> <p data-bbox="834 779 1074 813"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="820 824 1430 936"><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="820 947 1417 1149"><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="834 1193 914 1227"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="820 1238 1430 1440"><u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="820 1451 1430 1641"><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="820 1653 1417 1765"><u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>